

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

2次募集分に関するQ & A

«令和2年9月1日»

<目次>

1. 交付申請について	4
Q1. 交付申請期限、支給申請期限はいつでしょうか。	4
Q2. 事業に取り組むことのできる期間はどのくらいでしょうか。	4
Q3. 交付決定を待たないと取組は実施できないのでしょうか。既にテレワーク用通信機器を購入して いますが、申請可能でしょうか。	4
Q4. 交付決定されるまでどれくらいの日数がかかるのでしょうか。	4
Q5. 交付申請後はどのような手続きが発生するのでしょうか。	4
Q6. 社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者を通じて申請している場合、交付決定通知書は、事業 主と代行者・代理者のどちらに届くのでしょうか。社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者に届 くように手配できないでしょうか。	4
2. 助成対象について	5
Q7. 中小企業の範囲はどのようなものでしょうか。	5
Q8. 助成金の支給対象となる取組について教えてください。	5
Q9. 具体的に対象となる機器等について教えてください。	5
Q10. 助成対象となる「テレワーク用通信機器」の「テレワーク用」とは何を指すのでしょうか。 ...	5
Q11. Web カメラ、プリンター、プリンターのインクカートリッジ、ルーター、VPN ルーター等の利用 のためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニター、テレワークに使用する机などは助成対 象となりますか。	6
Q12. 本社と支社との間でのテレビ会議システムの構築のための経費は、助成対象になりますか。なお、 支社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。	6
Q13. シンククライアント端末は助成対象にならないのでしょうか。	6
Q14. 導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば 良いでしょうか。	6
Q15. レンタル、リース、ライセンス契約等の場合、例えば2年間で契約し、一括で支払ったら、2年 間分の費用が全て助成対象になるのでしょうか。	6
Q16. 「一定期間に応じて金額が定まる契約」にはどのようなものが含まれますか。	7
Q17. 対象機器を購入する際、労働者の分だけではなく、役員用や業務委託先の分も認められるのでし	

ようか。	7
3. 支払について	7
Q18. 事業に要した費用について、支払方法に決まりはありますか。	7
Q19. 事業に要した費用について、いつまでに支払を終える必要があるでしょうか。	8
Q20. 事業に要した費用について、例えば、当月分の費用が翌月払となる場合において、支払日が支給 申請日より遅い場合には、助成対象とはならないのでしょうか。	8
4. 実施体制の整備について	8
Q21. 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備を行わなければならないそうで すが、新しく会議を設置しなければならないのでしょうか。	8
Q22. 従前から、既存会議において労働時間等の課題を検討項目として扱っている場合、事業実施計画 にはどのように記載すれば良いのでしょうか。	8
Q23. 労働時間等に関する意見や要望等を受け付ける担当者は、テレワークの導入のために新たに選任 しないといけませんか。	8
Q24. テレワークの実施のお知らせをもって「労働者に対する事業実施計画の周知」といえますか。	8
5. 支給申請について	9
Q25. パソコンを10月1日～10月22日までレンタルし、12月4日までに費用の支払いを完了してい ます。交付申請時はいつまでレンタルするか確定しておらず、「10月に実施」と申請し、1か月分に 係る経費で交付決定もされています。この場合、1か月分に係る経費を計上したまま、支給申請して よいのでしょうか。	9
Q26. コンサルティング費用と労働者への研修の費用を計上していますが、助成対象ではない取組とま とめて支払を行い、領収書が発行されています。領収書に内訳はありませんが、そのまま「費用を支 出したことが確認できる書類」として添付してよいのでしょうか。	9
6. 申請内容の変更について	9
Q27. 事業の追加・変更を行いたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。	9
Q28. 交付決定された後、交付申請時に提出していた見積書に記載していた機器とは異なる型番のもの を購入したい場合、変更申請書は必要でしょうか。	10
Q29. 当初の事業実施計画から設置工事の変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費 用については助成対象となりますか。	10
7. その他	10
Q30. 他の助成金を受け取っている場合でも利用できるのでしょうか。	10

- Q31. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）1次募集（令和2年5月29日募集〆切）との主な違いを教えてください。 10
- Q32. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の1次募集分を申請しましたが、2次募集分も申請可能でしょうか。 11
- Q33. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）との主な違いを教えてください。 11

1. 交付申請について

Q1. 交付申請期限、支給申請期限はいつでしょうか。

A. 交付申請期限は令和2年9月18日、支給申請期限は令和2年12月4日までとなっています（テレワーク相談センター必着）。

Q2. 事業に取り組むことのできる期間はどのくらいでしょうか。

A. 令和2年4月7日～交付決定の日から起算して1か月を経過した日までとなります。

4月7日より前に「納品」が完了している場合は助成対象となりませんのでご注意ください。発注は4月7日より前でも、納品が4月7日以降の場合は助成対象となります。

Q3. 交付決定を待たないと取組は実施できないのでしょうか。既にテレワーク用通信機器を購入していますが、申請可能でしょうか。

A. 「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」（2次募集分）については、交付決定前の取組であっても、4月7日以降の取組で支給要件を満たせば助成対象となります。

Q4. 交付決定されるまでどれくらいの日数がかかるのでしょうか。

A. 交付申請書については、順次、審査等を行い、可能な限り速やかに対応させていただきます。

Q5. 交付申請後はどのような手続が発生するのでしょうか。

A. 審査のうえ、交付の決定を行った場合には、申請した事業主に対して交付決定通知書を郵便で送付します。

まだ取組を実施していない場合には、事業実施計画に沿って取組を実施し、かかった経費を支出した上で、令和2年12月4日までに支給申請を行っていただくことになります。

Q6. 社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者を通じて申請している場合、交付決定通知書は、事業主と代行者・代理者のどちらに届くのでしょうか。社会保険労務士等の提出代行者・事務代理者に届くように手配できないでしょうか。

A. 働き方改革推進支援助成金交付要綱（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）第5条第1項において、交付決定又は不交付決定は申請した事業主に通知するものとされていることから、交付決定通知書については当該事業主に送付されることとなります。

2. 助成対象について

Q7. 中小企業の範囲はどのようなものでしょうか。

A. 業種によって異なりますが、次の表のA又はBのどちらかを満たす企業が中小企業になります。資本金又は出資のない事業主については、労働者の数により判断します。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

Q8. 助成金の支給対象となる取組について教えてください。

A. 以下の取組が対象となります。

- ☐ テレワーク用通信機器の導入・運用
- ☐ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ☐ 労務管理担当者に対する研修
- ☐ 労働者に対する研修、周知・啓発
- ☐ 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング

Q9. 具体的に対象となる機器等について教えてください。

A. 対象となる機器等、対象とならない機器等については、「働き方改革推進支援助成金支給要領（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」別紙、申請マニュアル 19 ページ等を御参照ください。

なお、パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象とはなりませんのでご注意ください）。

※ シンククライアント端末であっても、購入費用は対象となりません。

リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものに限り、また、助成対象となる契約期間は、3 か月が限度となります。（Q15、16 参照）

Q10. 助成対象となる「テレワーク用通信機器」の「テレワーク用」とは何を指すのでしょうか。

A. テレワークの実施のために必要であり、かつ、専らテレワークに利用するためのものです。事業で認められる経費については、「働き方改革推進支援助成金支給要領（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」別紙にて定めています。

Q11. Web カメラ、プリンター、プリンターのインクカートリッジ、ルーター、VPN ルーター等の利用のためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニター、テレワークに使用する机などは助成対象となりますか。

A. テレワークの実施のために必要であり、専らテレワークに利用するためであれば、上記の例のうち、Web カメラ、プリンター、ルーター、VPN ルーター等の利用のためのライセンスや初期設定費用、パソコン用のモニターは基本的に助成対象になるものと考えられます。

通常の事業活動に伴う経費は対象となりませんので、上記の例のうち、消耗品であるプリンターのインクカートリッジやテレワークに使用する机などは助成対象となりません。

「働き方改革推進支援助成金支給要領（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」別紙、申請マニュアル 19 ページ等を御参照ください。

Q12. 本社と支社との間でのテレビ会議システムの構築のための経費は、助成対象になりますか。なお、支社はサテライトオフィスとして活用しているものではありません。

A. 労働者が自宅又はサテライトオフィスでテレワークを実施するために必要な経費とは認められないものは、助成対象とはなりません。このため、事業所間の Web 会議システムの導入経費や顧客等が在宅でサービス等を受けることができるようにするためのシステム等の導入経費などは、助成対象となりません。

従って、御質問のケースについても、助成対象となりません。

Q13. シンククライアント端末は助成対象にならないのでしょうか。

A. 今回の募集では、シンククライアント端末の購入費用は対象となりません。レンタル、リース費用は対象となります。

Q14. 導入を検討している機器等が助成対象となるかどうか、事前に確認したいのですが、どうすれば良いでしょうか。

A. 助成対象については、まずは「働き方改革推進支援助成金支給要領（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」別紙、申請マニュアル 19 ページ等をご確認ください。

その上で、対象機器等について相談があれば、テレワーク相談センターまでお問い合わせください。

テレワーク相談センター

電話：0570-550348（受付時間：平日9：00～17：00）

Q15. レンタル、リース、ライセンス契約等の場合、例えば2年間で契約し、一括で支払ったら、2年間分

の費用が全て助成対象になるのでしょうか。

- A. 全額は対象になりません。リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等であって、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものに限り契約期間のうち事業実施期間以外の期間に係る費用も含め、3か月を限度として助成対象となります。年額等の場合は、月額金額の金額とします。

御質問のような2年間の契約の場合については、例えば、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの契約の場合、令和2年6月1日以降の3か月分のみ助成対象となります。

なお、契約期間の開始日とは新規の契約を指し、契約更新は含みません。

Q16. 「一定期間に応じて金額が定まる契約」にはどのようなものが含まれますか。

- A. 契約の名称により決まるものではありませんが、一般的には、例えば、レンタル契約、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約、保守契約などが考えられます。

Q17. 対象機器を購入する際、労働者の分だけではなく、役員用や業務委託先の分も認められるのでしょうか。

- A. 労働者がテレワーク用通信機器等を利用するために必要な経費が助成対象となるため、労働者でない役員や、業務委託先の方など自社の労働者ではない関係者が利用するための機器は対象となりません。その点にご留意の上、事業実施計画において、対象となる（又は対象予定の）労働者数を明確に記載してください。

なお、派遣先である場合、派遣労働者も対象となります（その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。なお、対象となる労働者に派遣労働者を含む場合であっても、少なくとも1人は、直接雇用する労働者を対象とする必要があります。）。

3. 支払について

Q18. 事業に要した費用について、支払方法に決まりはありますか。

- A. 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実（支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等）を証明できる資料を保管・整理してください。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払で、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

クレジットカード等で支払った場合は、支給申請の際に、支給申請日までに引き落とされたことがわかるよう、通帳の写し等も添付してください。

Q19. 事業に要した費用について、いつまでに支払を終える必要があるでしょうか。

A. 支給申請日までに支払を完了させる必要があります。クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払で、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

クレジットカード等で支払った場合は、支給申請の際に、支給申請日までに引き落とされたことがわかるよう、通帳の写し等も添付してください。

Q20. 事業に要した費用について、例えば、当月分の費用が翌月払となる場合において、支払日が支給申請日より遅い場合には、助成対象とはならないのでしょうか。

A. 助成対象とはなりません。事業に要した費用については、支給申請日までに支払っていただく必要があります。なお、支給申請の期限は令和2年12月4日です。

4. 実施体制の整備について

Q21. 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備を行わなければならないそうですが、新しく会議を設置しなければならないのでしょうか。

A. 労働時間等設定改善委員会、衛生委員会、労使懇談会等の名称を問わず、既存の会議の検討項目として、労働時間等の課題を追加する等の対応でも問題ありません。その場合、メンバーに労働者を含めるようにしてください。

Q22. 従前から、既存会議において労働時間等の課題を検討項目として扱っている場合、事業実施計画にはどのように記載すれば良いのでしょうか。

A. 「措置内容」の欄には、既存の会議の名称や開催頻度について記載してください。「実施した時期又は実施予定時期」の欄には、実際に開催する時期又は開催した時期がわかるように事業実施計画に記載してください。当該会議が事業実施期間内に実施されている必要がありますのでご注意ください。

Q23. 労働時間等に関する意見や要望等を受け付ける担当者は、テレワークの導入のために新たに選任しないといけないのでしょうか。

A. 従前からメンタルヘルス等を担当している者の役割を拡大させる等の対応でも問題ありません。

Q24. テレワークの実施のお知らせをもって「労働者に対する事業実施計画の周知」といえますか。

A. 「労働者に対する事業実施計画の周知」とは、「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」（様式第1号

別添) の内容について周知することが必要ですので、単にテレワークを実施することを労働者にお知らせするだけでは、「労働者に対する事業実施計画の周知」をしたとはいえません。

5. 支給申請について

Q25. パソコンを10月1日～10月22日までレンタルし、12月4日までに費用の支払いを完了しています。交付申請時はいつまでレンタルするか確定しておらず、「10月に実施」と申請し、1か月分に係る経費で交付決定もされています。この場合、1か月分に係る経費を計上したまま、支給申請してよいのでしょうか。なお、実際に支払った費用は、1か月分ではなく、10月1日～22日までの日割りで支払っています。

A. 事業実施期間中に実施し、支給申請日までに実際に支払ったもののみが助成の対象となるため、御質問のケースでは、10月1日～10月22日までに係る費用であり、かつ、支給申請日までに支払いを完了したもののみが助成の対象となります。

Q26. コンサルティング費用と労働者への研修の費用を計上していますが、助成対象ではない取組とまとめて支払を行い、領収書が発行されています。領収書に内訳はありませんが、そのまま「費用を支出したことが確認できる書類」として添付してよいのでしょうか。

A. 支払の事実(支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等)を証明できるものを提出していただく必要があります。御質問の場合、領収書のほか、支払の内容を確認するため、請求書等を合わせて添付いただくようお願いします。

6. 申請内容の変更について

Q27. 事業の追加・変更を行いたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。

A. 交付決定前の場合、働き方改革推進支援助成金事業実施計画(様式第1号別添)の「2 支給対象の事業」に追加・変更後の内容を記載した上で、「働き方改革推進支援助成金交付申請書」(様式第1号、別添含む)の一式を、追加した事業等に関する添付書類(見積書、領収書等)とあわせてテレワーク相談センターへご提出ください。追加・変更した用紙以外は、当初提出した申請書の写しで構いません。

ただし、新規の申請ではなく、追加・変更であることが分かるよう、郵送の場合は封筒に「追加」「差替」等の記載をお願いいたします。

交付決定後の場合、あらかじめ「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」(様式第4号)をテレワーク相談センターにご提出いただく必要があります。変更内容については、必ず、事前に申請

を行い、承認後に実施するようお願いします（事業実施後の変更申請や承認前に取組を行うことは認められません）。

※ 助成金の額は国の予算額に制約されるため、変更後の助成金の額が当初の助成金の額を上回る場合、計画の変更を承認できない場合もありますので、ご承知おきください。

いずれの場合も、できる限り、事前にテレワーク相談センターにお問い合わせください。

Q28. 交付決定された後、交付申請時に提出していた見積書に記載していた機器とは異なる型番のものを購入したい場合、変更申請書は必要でしょうか。

A. 交付決定通知書で承認された助成金の額を上回らない範囲であり、かつ、軽微な変更であれば、「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書（様式第4号）」は提出しなくてかまいません。不明点があれば、テレワーク相談センターにお問い合わせください。

Q29. 当初の事業実施計画から設置工事の変更が必要となったため、追加費用が発生する場合、追加費用については助成対象となりますか。

A. 交付申請時の見積取得時において、当該費用についても見積額に盛り込んでおくべきであったものについては助成対象外と考えます。

7. その他

Q30. 他の助成金を受け取っている場合でも利用できるのでしょうか。

A. 同一の措置内容に対する助成でなければ、他の助成金を受け取っていても、本助成金を利用することができます。

なお、同一の措置内容に対する他の助成金について、本助成金が当該他の助成金より前に支給された場合に、当該他の助成金が支給可能かどうかについては、当該他の助成金の要件等をご確認いただくようお願いいたします。

Q31. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）1次募集（令和2年5月29日募集〆切）との主な違いを教えてください。

A. 1次募集との主な違いは以下のとおりです。

○ リース契約、ライセンス契約等に係る経費は、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。

○ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は、全て助成対象外となります（レンタル、リ

ース費用は1次募集と同様、助成対象となります。

※ 1次募集時は助成対象だったシンククライアント端末の購入費用についても、助成対象外となります。

- 助成対象の経費は、支給申請日までに実際に支出したものとします。
- 交付申請時に通帳又はキャッシュカードの写を提出いただくこととしています。

Q32. 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の1次募集分を申請しましたが、2次募集分も申請可能でしょうか。

A. 本助成金は、テレワークを新規で導入する中小企業事業主を対象としているものであるため、1次募集分の交付を受けている場合には既にテレワークを導入した事業主となることから、2次募集分の支給を受けることはできません。

Q33. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）との主な違いを教えてください。

※テレワークコースは、8月12日で申請の受付を終了しています。

A. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）との主な違いは以下のとおりです。

	テレワークコース	新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース（2次募集分）
対象事業主	○テレワークを新規で導入する中小企業事業主 又は ○テレワークを継続して活用する中小企業事業主	○新型コロナ感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 ※テレワークを継続して活用する中小企業事業主は対象外
支給対象	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・労務管理担当者に対する研修 ・外部専門家（社労士等）による導入のためのコンサルティング	・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労働者に対する研修、周知・啓発
	※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入、レンタル、リース等の費用は助成対象外（シンククライアント端末は助成対象） ※レンタル、リース等の費用は、評価期間内の費用を助成	※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は助成対象外（レンタル、リース等の費用は助成対象） ※レンタル、リース等の費用は、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものに限り、事業実施期間以外の期間に係る経費も含め、3か月分を限度に助成
要件	○「評価期間中」に1回以上、テレワークを実施した対象労働者が1人以上いること	○「事業実施期間中」にテレワークを実施した労働者が1人以上いること
事業実施期間	交付決定の日～令和3年2月15日	令和2年4月7日～交付決定の日から起算して1か月を経過した日 ⇒交付決定前の取組であっても、4月7日以降の取組であれば助成対象。

成果目標	・評価期間中に 1 回以上、対象労働者全員にテレワークを実施させる ・評価期間に対象労働者がテレワークを実施した回数の週間平均を 1 回以上とする 「成果目標」を設定	なし
評価期間	1 か月から 6 か月の間の期間で設定 ※この期間で成果目標の達成を判断	
支給額	<成果目標達成> 補助率：3 / 4 1 人当たりの上限額：40 万円 1 企業当たりの上限額：300 万円 <成果目標未達成> 補助率：1 / 2 1 人当たりの上限額：20 万円 1 企業当たりの上限額：200 万円	補助率：1 / 2 1 企業当たりの上限額：100 万円